

令和4年度（2022年）

社会福祉法人 いなほ福祉会

放課後等デイサービス事業 放デイほたる 事業計画書

## 1、事業所所在地

三重県南牟婁郡紀宝町井内88

電話/FAX 0735-30-0367

## 2、事業の目的・方針

障害のある、学童期の児童（18歳未満）に対して、通所の方法をとり、学校・家庭に次ぐ第3の場として、放課後や長期休みに豊かで充実した日中活動を保障し、友だちと共にする遊びの中で、集団生活を楽しめるよう適切な指導や援助を行い、豊かな育ちを保障します。また家族に対しても保護者が見通しを持った子育てが行えるよう生活上の困難に対する支援を行います。

## 3、利用定員

定員 10名 利用登録者20名（R4年4月予定）

## 4、職員体制

職 種	定 数	現 員
管理者	1名	1名（非常勤・専従）
児童発達支援管理責任者	1名	1名（常勤・専従）
保育士または 児童指導員	2名（1名常勤）	3名（2名常勤・専従） （1名非常勤・専従）
指導員		1名（非常勤・専従）
合 計	4名	5名

## 5、営業日及び営業時間

### ① 営業日

月～金曜日（国民の休日・年末年始・夏季休暇を除く）

第1・3土曜日（行事等によるその他の土曜日、日曜日）

### ② 営業時間

学校開校日 月～金曜日 9：30～18：00

学校休校日 月～金曜日 8：30～17：00

第1・第3土曜日 8：30～17：00

### ③ サービス提供時間

学校開校日 月～金曜日 10：00～17：00

学校休校日 月～金曜日 9：30～16：00

第1・第3土曜日 9：30～16：00

## 6、今年度の重点方針

### <発達支援>・・通所児童への支援

障害を持つ児童と、その家族に対して、通所の方法をとり、学校の放課後や長期休みの日中活動を保障し、日常生活における療育の場を提供し、障害の固定化の予防や、日常生活における基本的動作の習得及び集団生活に対応できるよう、適切な指導や援助を行い、豊かな育ちを保障します。また保護者が見通しを持った子育てを行えるよう生活上の困難に対する支援を行います。

### <家族支援>・・通所児童の家族に対するの支援

懇談会、学習会を開催し、ライフステージに応じて心身共に変化が大きい子どもを育てる悩み等の相談に応じていきます。同じ悩みを持つ保護者同士のつながりを作りながら、保護者や家族の障害受容のサポートをしていきます。長期休暇や土曜日に一日活動を行い、保護者が心身共に健全で前向きに子育てできるよう、保護者自身が自分の時間を持てるように支援します。

### ① 主任を中心に職員集団を構築します。

管理者が2事業所の管理を行うことから、放デイほたるにおいては、主任を中心に保育集団を構築します。また新しい職員が配属されますので、主任が放デイほたるの実践の意味や目的、目標を伝え、同じ思いで実践を組み立てる職員集団の構築に努めます。

### ② 福祉職員および児童分野職員としての専門性の向上に努めます。

計画的な法人研修と児童分野の研修を通じて、福祉職員および児童分野職員としての専門性の向上に努めます。また学齢期の子どもの発達段階と実年齢のギャップや障がい特性についての学びを深める中で、放デイの職員としての専門性の向上に努めます。

③ 子どもたちの主体性を尊重した実践内容を模索します

学齢児の子どもたちの年齢に合った活動内容の見直しや、子ども自身が友達と調整しながらしたい遊びをすすめるなど、子どもたちの主体性を尊重した活動内容に見直すため、様々な取り組みを行いながら実践内容を模索します。

また個別支援計画の目標を子どもと一緒に考える（中高生のみ）など、自分の生活を自分で組み立てる力を育んでいきます。

④ 紀宝町以外の市町の送迎を実施します。

和歌山県側の帰りの送迎がなくなることから、三重県方面への送迎を広げられないか検討し体制を整えます。まずは限られた曜日になりますが、今年度中に御浜町への帰りの送迎を開始できるようにします。

⑤ 保護者集団を形成します

保護者懇談会、保護者交流会を定期的に行い、学齢児の保護者集団を形成するとともに、高校を卒業した後の生活に見通しがもてるような支援を行います。

また希望者全員の個人懇談を年1回行い、保護者の子育てや将来への不安や悩みに寄り添い、サポートしていけるよう努めます。

<地域支援> ・ ・ 関係機関や相談支援専門員との連携

⑥ 個別療育を実施します。

地域の学校に通っている言語の課題がある子どもの個別療育を実施します。言語聴覚士がアセスメントを行い、必要な言語訓練を週1回半年間を限度として実施します。また訓練の成果を集団生活の中で活かせるよう、所属の学校に保育所等訪問支援事業を使って訪問し、専門的なアドバイスや支援を行います。

⑦ 発達支援部会に参加し、地域の課題に取り組めます。

障がいのある子ども達が将来にわたって、のびのびと地域で豊かな生活ができるよう、発達支援部会に所属して地域の課題に目を向け、関係者と共に課題解決に向けて取り組んでいきます。

また、放デイ職員交流会を通して、お互いの放デイの現状や子ども達への取り組みなどの情報を共有し、連携を図っていきます。

7、利用者への福祉サービス

(1) 日 課

【放課後活動】 10:00～17:00

宿題→おやつ→活動→おわりの会

活動は、散歩・買い物・公園遊び・クッキング・制作・おでかけ・季節の行事等

【長期休暇活動及び土曜活動】 9:30～16:00

自由遊び→はじまりの会→活動→給食または弁当→活動→おやつ→おわりの会

活動は、散歩・買い物・公園遊び・クッキング・制作・公共機関へのおでかけ・季節の行事の他、地域イベントへの参加。長期休暇中にはイベントとしてのピ

クニックやボーリング場、映画館、カラオケなど特別なおでかけ。

## (2) 集団保育・療育支援

### <ねらい>

学校での主たる活動後の場なので、より家庭的な雰囲気の中でゆったりと過ごします。放課後を過ごすゆったりとした中にも、散歩・クッキング・買い物・集団ゲーム・絵画等、目的を持ったメリハリのある活動で、年齢にあった活動を行います。

### <内 容>

- ① 学校・家庭につぐ第3の場として、心身ともにリラックスして過ごし、自己表現ができる場として機能していきます。
- ② 自己肯定感を育むよう一人一人の特徴を理解し、受けとめ、共感し、子どもが自信をもって生きていくための心の土台づくりをすすしていきます。
- ③ あそびや集団活動を通して、基本的な生活習慣や手段的日常生活動作の力を育みます。また、友だちと活動する中で社会で生きていくための必要な社会性を育みます。
- ④ 友だちと共に楽しい活動をすることを最優先にしながら、地域に積極的に参加し、社会的マナーを友だちと共に身に着けます。

## (3) 個別療育

1時間／回 1回／週 半年間

療育目標を設定した個別プログラムにそって、専門性をもった職員が個別指導を行います。

専門職員：言語聴覚士・臨床心理士（公認心理士）

## (4) 懇談会の開催・学習会の実施

前期と後期(2回)に保護者懇談会を開催します。保護者学習会を実施します。

## (5) その他必要な援助（地域連携）

地域のケース検討会議に資料を提出し、出席します。

## (6) 送迎サービス

三重県紀宝町内の範囲で、要望のある家庭に保育士及び指導員が送迎を行います。区域外の送迎についても、相談に応じます。

送迎する事が危険と判断した際には、保護者に迎えに来て頂く等、安全を優先して臨機応変に対応します。送迎利用契約等を結んだ上で、実施します。

## (7) おやつサービス

一食につき50円（おやつ買い物・クッキング・行事活動は100円）を負担して頂きます。

### 給食サービス

一食につき300円を負担して頂きます。

## 8、諸記録の整備

保育日誌、ケース記録、サービス提供記録、モニタリング記録、個別支援計画、避難訓練記録、研修記録、会議議事録等、放課後等デイサービス事業に必要な書類の整備を行います。

## 9、利用者・家族のプライバシーの確保

人権擁護の立場から個人のプライバシーの保護並びに配慮を徹底します。職員は正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。更に職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約に明記するなど必要な措置を講じます。

## 10、緊急時の対応

利用児が怪我や発熱、その他緊急事態が生じた時には、応急処置を行い、速やかに家族に連絡するとともに、管理者に報告します。また、必要な場合には、医療機関への緊急搬送等の措置を講じます。

- ・救命救急講習会の実施（年に1回）

## 11、事故発生時の対応

事故が発生した場合は、県・市町村及び家族等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じ、事故状況及び事故に際して取った処置について、記録するものとします。

また、万一の事故に備え、損害保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

## 12、非常災害対策（安全管理）

天災及びその他の災害は発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、防火責任者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、職員に周知徹底をはかるとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとります。又非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を定期的に行います。

- ・避難訓練等の実施（月に1回）
- ・防犯訓練の実施（年に1回）
- ・消防設備自主点検（月に1回）

## 13、虐待防止・人権擁護のための措置

利用者の人権擁護・虐待防止等に対応するため、責任者及び推進委員の配置、相談窓口の設置等苦情解決体制に整備、職員に対する研修その他の必要な措置

を講じます。

虐待防止責任者	下口 公未佳
虐待受付担当者	寺地 有未

#### 14、苦情解決体制の整備

利用者家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他の必要な措置を講ずる。

苦情解決責任者	下口 公未佳
苦情受付担当者	寺地 有未
第三者委員	紀宝町役場 福祉課課長
第三者委員	紀宝町社会福祉協議会事務局長

#### 15、職員（援助者）の援助技術の向上

- (1) 職員会議の実施（月に1回以上）
- (2) 研修の実施
  - ・研修計画の策定
  - ・各種研修会への参加
  - ・発達の学習・障害についての理解・就学についての学習等
  - ・各々の職員の目標設定並びに人事考課を実施します。

#### 16、事務・財務管理

- (1) 会計処理の適正化をはかります
- (2) 請求事務の効率化・適正化をはかります
- (3) 経費の省力化をはかります

#### 17、その他の業務

- (1) 自立支援協議会 発達支援部会に参加し、地域の課題に取り組むとともに、関係機関との連携をはかります
- (2) 放デイ職員交流会を通して、放デイ事業所との連携をはかります
- (3) 地域の啓発活動（地域住民の障害への理解の促進）につとめます
- (4) 地域との協力につとめます

#### 年間行事計画

- 春：春休みの取り組み／保護者懇談会  
夏：夏休みの取り組み／小学生・中高生の夏の取り組み  
秋：保護者懇談会・保護者交流会・個人懇談  
冬：クリスマス会／冬休みの取り組み／卒業おめでとう会